

# 株式会社ケアフィールドかがやき指定訪問介護事業運営規程

## 【事業の目的】

第1条 株式会社ケアフィールドかがやきが開設する株式会社ケアフィールドかがやき（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

## 【運営の方針】

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 株式会社 ケアフィールドかがやき
- 二 所在地 群馬県伊勢崎市乾町 109-3

## 【職員の職種、人員及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護福祉士 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上  
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 介護福祉士 1名以上  
2級課程・初任者研修修了者 1名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。

## 【営業日及び営業時間】

第5条 営業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前7時から午後10時までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### **【訪問介護の内容】**

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等のための乗車・降車の介助

### **【利用料等】**

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合（1割又は2割又は3割）に応じた額とする。

2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業に実施地域を越えた地点から片道1kmにつき10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

### **【通常の事業の実施地域】**

第8条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市、桐生市、みどり市、前橋市、太田市、玉村町及び本庄市の区域とする。

### **【衛生管理等】**

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### **【緊急時における対応方法】**

第10条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### **【事故発生時の対応】**

第11条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### **【苦情処理等】**

第12条 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

### **【虐待防止に関する事項】**

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

### **【身体拘束等の原則禁止】**

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

### **【業務継続計画の策定等】**

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 【個人情報の保護】

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### 【その他運営についての留意事項】

第17条 事業所は訪問介護員等質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 月1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアフィールドかがやきと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

平成23年 8月 1日 施行

平成24年 1月 1日 改訂  
平成24年 8月 1日 改訂  
平成24年10月 1日 改訂  
平成24年12月 1日 改訂  
平成25年 4月 1日 改訂  
平成25年 7月16日 改訂  
平成25年 9月 1日 改訂  
平成26年 4月 1日 改訂  
平成26年 6月 1日 改訂  
平成27年 4月 1日 改訂  
平成28年 4月 1日 改訂  
平成28年 6月 1日 改訂  
平成30年 1月 1日 改訂  
平成30年 4月 1日 改訂  
平成31年 4月 1日 改訂  
令和 2年 4月 1日 改訂  
令和 2年12月 1日 改訂  
令和 3年 3月 1日 改訂  
令和 4年 4月 1日 改訂  
令和 5年 4月 1日 改訂  
令和 6年 4月 1日 改訂  
令和 7年 4月 1日 改訂